

デリバティブ取引の状況【単体】

取引内容

当行が扱っているデリバティブ取引は「金利関連取引」では金利先物取引・金利スワップ取引・金利オプション取引・キャップ取引など、「通貨関連取引」では為替予約取引・通貨スワップ取引・通貨オプション取引など、「債券関連取引」では債券先物取引・債券先物オプション取引・債券店頭オプション取引など、「クレジットデリバティブ取引」ではクレジット・デフォルト・オプション取引があります。

取組方針及び利用目的

当行におけるデリバティブ取引は、金利や外国為替相場などの変動リスクに対するお客様のヘッジニーズに対応すること、及び当行が現在保有している資産・負債の将来の金利や為替、債券、株式価格などの変動に伴うリスクをヘッジし、収益を安定化させることを主目的として取り組んでおります。

短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)での利用については、一定のポジション枠、損失限度額を定めた上で限定的に取扱っております。

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによる資産・負債の将来年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」といふ。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しておりますが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき処理して

おります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の「残存」期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に内包する代表的なリスクとしては、金利・為替・債券価格・株式価格などの市況変動から被る可能性のある「市場リスク」、取引の相手方が契約不履行に陥った場合に被る可能性のある「信用リスク」などがあげられます。

(注) 自己資本比率(国際統一基準)規制に基づき、カレントエクスポージャー方式により算出した与信相当額は当事業年度31,699百万円です。

取引に係るリスク管理体制

当行では各種規程・取扱要領を定めるとともに、ALM組織を通じデリバティブ取引のリスクをきめ細かく管理する体制を構築しております。ALMでは、半期に一度基本方針を定めるほか、当行全体のデリバティブ取扱高、評価損益の把握、取引相手先別に定めたクレジットラインに基づく信用リスクの管理、トレーディング取引にかかるポジション枠、損失限度額の管理などを行っております。

お客様の多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱量は増加し、取引も複雑化してまいりますので、リスクの迅速かつ正確な把握・管理につき、今後とも体制充実を図ってまいります。

取引の時価等に関する事項の補足説明

次項以降に記載しております「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを表すものではありません。

連結子会社においては、デリバティブ取引はありません。

デリバティブ取引関係

(前事業年度)

(1) 金利関連取引

(単位:百万円)

区分	種類	平成15年3月31日			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	1,919	1,919	139	139

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

(単位:百万円)

区分	種類	平成15年3月31日			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	275,890	153,007	107	107

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記2.の取引は、上記記載から除いております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。(単位:百万円)

種類	平成15年3月31日		
	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	48,422	184	184

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、事業年度末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。(単位:百万円)

区分	種類	平成15年3月31日	
		契約額等	
店頭	為替予約		
	売建	14,255	
	買建	14,825	

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

(単位:百万円)

区分	種類	平成15年3月31日			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	クレジット・デフォルト・オプション 売建	1,000	1,000	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定 / 取引証券会社から提示された価格等により算出しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

デリバティブ取引の状況【単体】

〔 当事業年度 〕

(1) 金利関連取引

(単位:百万円)

区 分	種 類	平成16年3月31日			
		契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
店 頭	金 利 ス ワ ッ プ 受 取 変 動 ・ 支 払 固 定	3,875	3,867	180	180

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2.時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位:百万円)

区 分	種 類	平成16年3月31日			
		契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
店 頭	通 貨 ス ワ ッ プ	252,654	248,878	204	204
	為 替 予 約				
	売 建	11,162	126	228	228
	買 建	11,683		192	192
	通 貨 オ プ シ ョ ン				
	売 建	6,312	3,801	292	61
買 建	6,312	3,801	292	11	
	合 計			825	291

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されるものについては、上記記載から除いております。
2.時価の算定
割引現在価値等により算定しております。
3.従来、引直しの対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当事業年度から上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

(単位:百万円)

区 分	種 類	平成16年3月31日			
		契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	クレジット・デフォルト・オプション 売 建	1,000	1,000	1	1

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2.時価の算定
取引証券会社から提示された価格等により算出しております。
3.「売建」は信用リスクの引受取引であります。